

審議会等の会議開催のお知らせ

1	会議名	川崎市介護認定審査会合議体（川崎区 令和7年7月）																																																												
2	議題及び公開・非公開の別	被保険者の介護認定に係る審査会（非公開）																																																												
3	開催日時	<table border="0"> <tr> <td>第 1 合議体</td><td>8 日（火）午後 7 時 0 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>2 9 日（火）午後 7 時 0 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td>第 2 合議体</td><td>7 日（月）午後 6 時 3 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>2 8 日（月）午後 6 時 3 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td>第 3 合議体</td><td>1 日（火）午後 7 時 0 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>1 4 日（月）午後 7 時 0 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td>第 4 合議体</td><td>1 日（火）午後 1 時 3 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>1 5 日（火）午後 1 時 3 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td>第 5 合議体</td><td>1 0 日（木）午後 7 時 0 0 分から</td><td>5 階相談室</td></tr> <tr> <td></td><td>2 4 日（木）午後 7 時 0 0 分から</td><td>5 階講堂</td></tr> <tr> <td>第 6 合議体</td><td>1 0 日（木）午後 6 時 3 0 分から</td><td>5 階講堂</td></tr> <tr> <td></td><td>2 4 日（木）午後 6 時 3 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td>第 7 合議体</td><td>1 4 日（月）午後 7 時 0 0 分から</td><td>5 階講堂</td></tr> <tr> <td></td><td>2 8 日（月）午後 7 時 0 0 分から</td><td>5 階講堂</td></tr> <tr> <td>第 8 合議体</td><td>3 日（木）午後 6 時 3 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>1 7 日（木）午後 6 時 3 0 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td>第 9 合議体</td><td>8 日（火）午後 1 時 4 5 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>2 2 日（火）午後 1 時 4 5 分から</td><td>3 階会議室</td></tr> <tr> <td>第 1 0 合議体</td><td>1 4 日（月）午後 6 時 4 5 分から</td><td>5 階相談室</td></tr> <tr> <td></td><td>2 8 日（月）午後 6 時 4 5 分から</td><td>5 階相談室</td></tr> </table>	第 1 合議体	8 日（火）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室		2 9 日（火）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室	第 2 合議体	7 日（月）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室		2 8 日（月）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室	第 3 合議体	1 日（火）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室		1 4 日（月）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室	第 4 合議体	1 日（火）午後 1 時 3 0 分から	3 階会議室		1 5 日（火）午後 1 時 3 0 分から	3 階会議室	第 5 合議体	1 0 日（木）午後 7 時 0 0 分から	5 階相談室		2 4 日（木）午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂	第 6 合議体	1 0 日（木）午後 6 時 3 0 分から	5 階講堂		2 4 日（木）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室	第 7 合議体	1 4 日（月）午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂		2 8 日（月）午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂	第 8 合議体	3 日（木）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室		1 7 日（木）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室	第 9 合議体	8 日（火）午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室		2 2 日（火）午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室	第 1 0 合議体	1 4 日（月）午後 6 時 4 5 分から	5 階相談室		2 8 日（月）午後 6 時 4 5 分から	5 階相談室
第 1 合議体	8 日（火）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																												
	2 9 日（火）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																												
第 2 合議体	7 日（月）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室																																																												
	2 8 日（月）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室																																																												
第 3 合議体	1 日（火）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																												
	1 4 日（月）午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																												
第 4 合議体	1 日（火）午後 1 時 3 0 分から	3 階会議室																																																												
	1 5 日（火）午後 1 時 3 0 分から	3 階会議室																																																												
第 5 合議体	1 0 日（木）午後 7 時 0 0 分から	5 階相談室																																																												
	2 4 日（木）午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂																																																												
第 6 合議体	1 0 日（木）午後 6 時 3 0 分から	5 階講堂																																																												
	2 4 日（木）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室																																																												
第 7 合議体	1 4 日（月）午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂																																																												
	2 8 日（月）午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂																																																												
第 8 合議体	3 日（木）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室																																																												
	1 7 日（木）午後 6 時 3 0 分から	3 階会議室																																																												
第 9 合議体	8 日（火）午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室																																																												
	2 2 日（火）午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室																																																												
第 1 0 合議体	1 4 日（月）午後 6 時 4 5 分から	5 階相談室																																																												
	2 8 日（月）午後 6 時 4 5 分から	5 階相談室																																																												
4	開催場所	上記を参照してください。																																																												
5	傍聴の定員	非公開のためなし。																																																												
6	非公開の理由	特定人のプライバシーに関する事項を審査するため非公開とします。																																																												
7	傍聴手続に係る特記事項																																																													
8	問い合わせ先	川崎区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課 介護認定給付係 電話番号（201）3283																																																												
9	その他必要な事項																																																													